## 一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について [令和3年1月分]

行政処分等 の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
20210106	いわて平泉農業協同組 合 (法人番号 2400505000700) 代表者佐藤鉱一	岩手県一関市竹山 町7番1号	本店営業所	岩手県一関市千厩町千 厩字下駒場279番地2	輸送施設の使用停止(10日車)及び文書警告	貨物自動車運送事 業法第17条第4項	令和2年7月15日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、4件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)点呼の実施事項義務違反(安全規則第7条第1項、第2項、(3)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(4)運行管理規定の制定違反(安全規則第21条第2項)	1	1
20210114		福島県郡山市安積 町日出山1丁目145 番地	本社営業所	福島県郡山市安積町日出山1丁目145番地	輸送施設の使用停 止(170日車)及び文 書警告		令和2年7月8日及び14日、公安委員会からの通知 を端緒として監査を実施した結果、8件の違反が認 められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物 自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」) 第3条第4項)、(2)乗務時間等の基準の遵守違反 [一運行の勤務時間)(安全規則第3条第4項)、(3) 点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2 則第7条第5項)、(5)乗務等の記録事項(安全規 則第7条第5項)、(5)乗務等の記録事項(天実記載] 義務違反(安全規則第8条)、(6)運行記録計による 記録[不実記録]義務違反(安全規則第9条)、(7)運 行指示書による指示義務違反(安全規則第9条の3 第1項)、(8)運転者に対する指導監督義務違反(安 全規則第10条第1項)	17	17
20210114		福島県須賀川市横 山町15番地3	本社営業所	福島県須賀川市横山町 15番地3	文書警告	業法(以下「法」)第	令和2年11月26日及び令和3年1月6日、監査方針 を端緒として監査を実施した結果、3件の違反が認 められた。(1) 乗務時間等の基準の遵守違反(貨物 自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」) 第3条第4項)、(2) 点呼の記録事項義務違反(安全 規則第7条第5項)、(3) 運転者に対する指導監督義 務違反(安全規則第10条第1項)	0	0
20210121	株式会社ネット (法人番号 4420001006371) 代表者竹田直則	青森県八戸市下長8 丁目1番9号	本社営業所	青森県八戸市下長8丁 目1-14	文書警告	業法(以下「法」)第	令和2年9月28日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、5件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)疾病・疲労等のおそれのある乗務(安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)、(4)運行指示書の記載事項義務違反(安全規則第9条の3第1項)、(5)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	0	0
20210127	(法人番号	岩手県奥州市前沢 字太郎ケ沢83番地 46		岩手県奥州市前沢字太郎ケ沢83番地46	文書警告		令和2年9月28日、死亡事故を引き起こしたことを端緒として監査を実施した結果、1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0

<sup>※</sup>事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(東北運輸局管内のすべての営業所)に付されている点数の総和を表す。